



法人名	特定非営利活動法人アイ・アム										
<p>2 次のいずれかに該当すること</p> <p>(1) <u>地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること</u></p> <p>(2) 当該特定非営利活動法人が、地方税法 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、市長が適当と認めたものであること</p>											
<p>(1) <u>地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること。</u></p> <p>ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">(ア) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること</td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(オ) その他、市民の利益に資すること</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">(備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する一方を囲み、「はい」に該当する項目については、当該項目を満たすことを説明する書類（第2表付表1）を添付してください。</li> <li>また、(イ)については、（第2表付表1参考）の事業計画も添付してください。</li> </ul>		(ア) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ	(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ	(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ	(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ	(オ) その他、市民の利益に資すること	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ
(ア) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ										
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ										
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ										
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ										
(オ) その他、市民の利益に資すること	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ										

イ 当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績がある

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度
	2019年4月1日から	2020年4月1日から	2021年4月1日から	2022年4月1日から	2023年4月1日から	2024年4月1日から
	2020年3月31日まで	2021年3月31日まで	2022年3月31日まで	2023年3月31日まで	2024年3月31日まで	2025年3月31日まで
支持されている実績の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・無 (行政・企業等)	<input checked="" type="checkbox"/> ・無 (行政等)	<input checked="" type="checkbox"/> ・無 (行政等)	<input checked="" type="checkbox"/> ・無 (行政等)	<input checked="" type="checkbox"/> ・無 (行政等)	<input checked="" type="checkbox"/> ・無 (行政等)

○実績の内容

支持されている実績	実績の内容等
行政等から支持を受けている実績	[内容] 横浜市からの助成（法定事業借地・借家費補助金）を受け、障害者等が地域において主体的に暮らせるようなサービスを提供し、地域社会の福祉の発展に寄与することを目的とする。
	[期間等] 助成を受けた事業の実施期間は、2019年4月1日～2025年3月31日
地域の住民、企業等から支持を受けている実績	[内容] 横浜市磯子区社会福祉協議会からのよこはまふれいあい助成金を受け、利用者位の地域社会参加また自立促進プログラムの提供を行った。
	[期間等] 助成を受けた事業の実施期間は、2019年4月1日～2020年3月31日

(備考)

- ・支持されている実績として、「寄附の実績」を記載する場合は（第2表付表2）を、「地域の住民、企業等から支持を受けている実績（無償ボランティアの実績）」を記載する場合は（第2表付表3）を添付してください。

法人名	特定非営利活動法人アイ・アム
<p>地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である</p> <p>※次の(ア)～(オ)の項目のうち、満たす項目について説明（自由記述）してください。</p> <p>(ア) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること</p> <p>(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること</p> <p>(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること</p> <p>(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること</p> <p>(オ) その他、市民の利益に資すること</p> <p>【留意事項】</p> <p>(イ)については、(第2表付表1参考)の事業計画も併せて添付してください。</p>	
<p>(ア) 法人の行う特定非営利活動にかかる事業が横浜市の施策に合致しているものであること 指定障害者福祉サービス事業「生活介護事業所いそご青い鳥」の運営を行っている。 この事業は、横浜市から委託、助成を受けて実施している。法人全事業の収益の約95%（実績判定期間5年間で計算をする）を占めており、横浜市の障害者総合支援法に則った指定障害福祉サービス事業施策の方向性や推進に合致していると考えられる。</p> <p>(イ) 事業や資金計画等に計画性があり、活動の継続性が見込まれること 生活介護事業は、国の事業である障害者総合支援法に則った「指定障害者福祉サービス事業」の一つであることから、今後も社会に不可欠な継続的な事業として必要とされていると考える。 また、財政面では、行政から介護報酬や助成金による収入で安定した運営を行っている。</p> <p>(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること 指定障害福祉サービス事業生活介護は、対象年齢の利用者かつ、利用可能な居住範囲であれば障害の種を問わず活用できる事業として運営を行っている。</p> <p>(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること 生活介護事業に他に、横浜市磯子区役所（磯子区土木事務所）の公園愛護会制度に則り森みはらし公園愛護会として公園の清掃管理を請け負っているが、清掃管理実施時、公園清掃のみならず地域の遊歩道やバス停周辺の清掃活動を自主的に行い今後も継続的に実施していく。</p> <p>(オ) その他、市民の利益に資すること 生活介護事業の他に、保健福祉関係機関（区役所、区社会福祉協議会）との連携を図り、次世代の支援者の育成・地域住民に対する主尾会社理解促進の一環として、地域住民、小学校、中学校、高校生を対象に職場体験、ボランティア体験や見学会を行っている。 またコロナ渦に入る前は、障害者福祉教育の推進を目的に、近隣の小・中・高校生を対象に障害特性理解やユニバーサルデザイン、バリアフリー講演を実施し、磯子区内全体での保健福祉活動の向上に取り組んでいた。コロナ渦時は感染等の恐れもあり、講演会の実施はできなかったが、今後も障害福祉活動の向上を目指し取り組んでいくことを考えている。</p>	

第2表で(1)の基準を  
選択した場合のみ添付

第2表付表1参考  
事業計画

	現在（申出の 事業年度）	2年目	3年目	4年目	5年目
事業の計画	指定障害福祉サー スに関する事業 <指定障害福祉サ ビス事業> 内容：生活介護 日時：2024年4月 日～2025年3月 31日 場所：生活介護事 所いそご青い鳥 従事者人数：20名 受益対象者：30名 支出見込み額 69,379,000円	指定障害福祉サー スに関する事業 <指定障害福祉サ ビス事業> 内容：生活介護 日時：2025年4 月1日～2026年3 31日 場所：生活介護事 所いそご青い鳥 従事者人数：20名 受益対象者：30名 支出見込み額 69,379,000円	指定障害福祉サー スに関する事業 <指定障害福祉サ ビス事業> 内容：生活介護 日時：2026年4月 日～2027年3月 31日 場所：生活介護事 所いそご青い鳥 従事者人数：20名 受益対象者：30名 支出見込み額 69,379,000円	指定障害福祉サー スに関する事業 <指定障害福祉サ ビス事業> 内容：生活介護 日時：2027年4月 日～2028年3月 31日 場所：生活介護事 所いそご青い鳥 従事者人数：20名 受益対象者：30名 支出見込み額 69,379,000円	指定障害福祉サー スに関する事業 <指定障害福祉サ ビス事業> 内容：生活介護 日時：2028年4月 日～2029年3月 31日 場所：生活介護事 所いそご青い鳥 従事者人数：20名 受益対象者：30名 支出見込み額 69,379,000円
収支(寄附金を 含む)の計画	<収入> (事業費収入) 生活介護事業収入 67,840,000円 (会費収入) 50,000円 (寄付金) 100,000円 (助成金) 借地借家 5,160,000円 社協助成金 60,000円 (その他収入) 工賃収入 850,000円 事業・雑収入他 213,500円 <支出> (事業費) 生活介護事業費 69,379,000円 (管理費) 4,732,000円	<収入> (事業費収入) 生活介護事業収入 67,840,000円 (会費収入) 50,000円 (寄付金) 200,000円 (助成金) 借地借家 5,160,000円 社協助成金 60,000円 (その他収入) 工賃収入 850,000円 事業・雑収入他 213,500円 <支出> (事業費) 生活介護事業費 69,379,000円 (管理費) 4,732,000円	<収入> (事業費収入) 生活介護事業収入 67,840,000円 (会費収入) 50,000円 (寄付金) 300,000円 (助成金) 借地借家 5,160,000円 社協助成金 60,000円 (その他収入) 工賃収入 850,000円 事業・雑収入他 213,500円 <支出> (事業費) 生活介護事業費 69,379,000円 (管理費) 4,732,000円	<収入> (事業費収入) 生活介護事業収入 67,840,000円 (会費収入) 50,000円 (寄付金) 400,000円 (助成金) 借地借家 5,160,000円 社協助成金 60,000円 (その他収入) 工賃収入 850,000円 事業・雑収入他 213,500円 <支出> (事業費) 生活介護事業費 69,379,000円 (管理費) 4,732,000円	<収入> (事業費収入) 生活介護事業収入 67,840,000円 (会費収入) 50,000円 (寄付金) 500,000円 (助成金) 借地借家 5,160,000円 社協助成金 60,000円 (その他収入) 工賃収入 850,000円 事業・雑収入他 213,500円 <支出> (事業費) 生活介護事業費 69,379,000円 (管理費) 4,732,000円

<p>人員体制の 計画</p>	<p>&lt;役員&gt; ・理事 6人 ・監事 2人 &lt;職員&gt; 20人 &lt;会員&gt; 10名</p>	<p>&lt;役員&gt; ・理事 6人 ・監事 2人 &lt;職員&gt; 20人 &lt;会員&gt; 10名</p>	<p>&lt;役員&gt; ・理事 6人 ・監事 2人 &lt;職員&gt; 20人 &lt;会員&gt; 10名</p>	<p>&lt;役員&gt; ・理事 6人 ・監事 2人 &lt;職員&gt; 20人 &lt;会員&gt; 10名</p>	<p>&lt;役員&gt; ・理事 6人 ・監事 2人 &lt;職員&gt; 20人 &lt;会員&gt; 10名</p>
---------------------	---	---	---	---	---

指定基準チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人アイ・アム
-----	----------------

- 3 その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- (1) 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- ア 役員及びその親族等
- イ 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- (3) 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- (4) 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

(1)

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (b÷a)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (d÷a)
		a	b	c	d	e
①	年月日～年月日	人	人	%	人	%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		8人	0人	0%	0人	0%

（備考） 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

第3表（次葉）

(3)						
項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ <input type="checkbox"/>
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ

(備考) 該当する一方を囲み、監査証明書又は第4表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

(4)						
項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

## ○記載要領（指定基準チェック表（第3表））

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
(1)の各欄	区分欄の「①」から「⑤」欄には、実績判定期間の各事業年度を記載します。 第3表付表1「役員 の 状況」を記載して、「a」、「b」及び「d」の各欄に該当する人数を転記します。	
(3)の各欄	該当する一方を囲みます。 「①」から「⑤」については、上記(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。なお、青色申告法人に準ずることについて、その具体的な内容は次のとおりです。 ・資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと ・仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること ・仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること ・たな卸表を作成すること ・一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書（※活動計算書でも可）を作成すること ・帳簿書類を7年間整理保存すること	「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」を「はい」とした場合には監査証明書を添付してください。 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」を「はい」とした場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
(4)の各欄	該当する一方を囲みます。なお、「①」から「⑤」については、上記(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	





帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人アイ・アム		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト入力帳簿	随時	7年
仕訳帳	会計ソフト入力帳簿	随時	7年
小口現金出納帳	会計ソフト入力帳簿	毎日	7年
入金・出金伝票	バインダー	毎日	7年
振替伝票	会計ソフト入力帳簿	毎日	7年
請求書・領収証綴り	バインダー	随時	7年
賃金台帳	給料計算ソフト（給料王） 入力帳簿	月1回	7年
寄付金台帳	バインダー	随時	7年

○記載要領（指定基準チェック表（第3表付表2））

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。

指定基準チェック表 (第4表)

法人名	特定非営利活動法人アイ・アム
-----	----------------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

(1) 次に掲げる活動を行っていないこと

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成すること

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること

(2) その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること

(1)

項目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

(2)

項目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及び(1)の活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名 特定非営利活動法人アイ・アム

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

(1) 役員等に対する報酬又は給与の支給（(2)を除く）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
小俣 典之	理事長	役員	報酬	2019年4月1日～2025年1月31日	1,220,000円
雨宮 正範	理事	役員	給与	2019年4月1日～2021年7月9日	16,009,753円
石津 美穂	理事	役員	給与	2019年4月1日～2024年6月10日	19,386,349円
加島 伸一	理事	役員	給与	2022年4月1日～2025年1月31日	17,582,733円
山下 裕子	理事	役員	給与	2024年4月1日～2025年1月31日	927,354円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

(2) 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	2019年4月1日 ～ 2025年1月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
23人	204,449,881円





指定基準チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人アイ・アム		
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において閲覧させること</p> <p>(1) 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>(2) 指定基準（条例第4条第1項各号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類及び欠格事由（条例第6条各号）のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p> <p>(3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>(4) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>(5) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項を記載した書類</p> <p>(6) 事業の概要等に関する変更の届出のうち指定基準（条例第4条第1項第1号及び第3号）に適合する旨を説明する書類</p> <p>(7) 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類</p>			
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
(1)	<p>ア 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>イ 役員名簿</p> <p>ウ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>		
(2)	<p>ア 申出書に添付した指定基準（条例第4条第1項各号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類</p> <p>イ 申出書に添付した欠格事由（条例第6条各号）のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p>		
(3)	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
(4)	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
(5)	<p>ア 前事業年度について、次の事項を記載した書類</p> <p>(ア) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>(イ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>(ウ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引</li> <li>・役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者）との取引</li> </ul> <p>(エ) 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>(オ) 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。）</li> <li>b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</li> </ul> <p>(カ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>(キ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日</p> <p>イ 毎事業年度作成する指定基準（条例第4条第1項第4号から第6号まで（第4号イに係る部分を除く）及び第8号に掲げる基準）に適合している旨並びに欠格事由（条例第6条各号）のいずれにも該当しない旨を</p>		

	説明する書類
(6)	事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準（条例第4条第1項第1号及び第3号）に適合する旨を説明する書類
(7)	助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類



指定基準チェック表 (第6、7表)

法人名	特定非営利活動法人71・7ム
-----	----------------

指定基準チェック表 (第6表)

6 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること

各事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無

①	②	③	④	⑤
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無

指定基準チェック表 (第7表)

7 法令若しくは条例 (以下「法令等」という。) 又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

法令若しくは条例又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

①	②	③	④	⑤	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人アイ・アム
<p>次のいずれかの欠格事由に該当していないこと</p> <p>1 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(1) 指定特定非営利活動法人が地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成 24 年条例第 32 号。以下「条例」という。）第 19 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 8 号を除く。「2」において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。「2」において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの</p> <p>(2) 認定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 67 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により法第 44 条第 1 項の認定を取り消された場合又は法第 58 条第 1 項の特例認定を受けた特定非営利活動法人が法第 67 条第 3 項において準用する同条第 1 項若しくは第 2 項の規定により法第 58 条第 1 項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>(4) 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>(5) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項目及び「8」において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。「8」において同じ。）</p> <p>2 条例第 19 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの</p> <p>3 法第 67 条第 1 項又は第 2 項の規定により、法第 44 条第 1 項の認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>4 法第 67 条第 3 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により、法第 58 条第 1 項の特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>5 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反しているもの</p> <p>6 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの</p> <p>7 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しないもの</p> <p>8 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 暴力団</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの</p>	

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1)	指定特定非営利活動法人が地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年条例第32号。以下「条例」という。）第19条第1項各号（第3号から第5号まで、第7号及び第8号を除く。「2」において同じ。）又は第2項各号（第2号（第4条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。「2」において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの	有・ <input type="checkbox"/> 無
(2)	認定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第67条第1項若しくは第2項の規定により法第44条第1項の認定を取り消された場合又は法第58条第1項の特例認定を受けた特定非営利活動法人が法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第58条第1項の特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	有・ <input type="checkbox"/> 無
(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・ <input type="checkbox"/> 無
(4)	法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・ <input type="checkbox"/> 無
(5)	暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項目及び「8」において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。「8」において同じ。）	有・ <input type="checkbox"/> 無
2	条例第19条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

3	法第 67 条第 1 項又は第 2 項の規定により、法第 44 条第 1 項の認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	法第 67 条第 3 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により、法第 58 条第 1 項の特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
5	その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
7	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
8	次のいずれかに該当するもの	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

欠格事由 1 から 8 のいずれにも該当しないことを誓約します。

2025年 1月 31日

主たる事務所の所在地 横浜市磯子区汐見台二丁目3番3号

法人の名称 特定非営利活動法人アイ・アム

代表者の氏名 理事長 小俣 典之

#### ○ 添付書類

- ・所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。

(添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。)

- ・別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェック表と併せて提出してください。

